

MRワクチンの経過措置について

1. 麻しん及び風しんワクチンの定期接種対象期間

(1)平成 18 年 3 月 31 日以前

- ・ 生後 12 月から 90 月(7 歳半)まで
- ・ 標準接種期間は麻しんが生後 12～15 月まで、風しんが生後 12～36 月まで

(2)平成 18 年 4 月 1 日以降

- ・ 第 1 期が 12～24 月、第 2 期が小学校入学直前の 1 年間
- ・ 標準接種期間は設定せず

(3)たたき台案中の時限措置

- ・ 中学 1 年生と高校 3 年生を対象に 5 年間の措置

2. 制度変更時の年齢区分による接種の状況

	0-1 歳	1-2 歳	2-6 歳	6-7 歳半	7 歳半以上
旧制度	×	○	△	△	○
MR 第 1 期	○		×	×	×
MR 第 2 期	○	○	○	×	×
時限措置	×	×	×	○	○
	現制度での対象者と同等の接種期間の世代		1 回目の接種期間が短縮された世代		旧制度での対象期間は短縮されていない世代

※1 年齢は平成 18 年 4 月 1 日当時の年齢

※2 表中の△は接種期間が本来のものより短縮されていることを示す

3. 平成 18 年 4 月 1 日から MR2 回接種を施行するにあたって、それまでに厚生労働省が行っていたこと

MR2 回接種についての政令改正が公布されたのは平成 17 年 7 月 29 日。平成 18 年 4 月 1 日までの間、対象から外れてしまう者について以下の対策を行った。

- ・ 自治体による積極的勧奨・接種体制の強化(課長通知にて自治体に周知)
- ・ 医師会・関係学会を通じて、制度変更の通知・接種勧奨を行う
- ・ メディアの活用(新聞・雑誌を通じて)
- ・ 文部科学省に対し、就学時健診における勧奨を依頼

4. まとめ

- ・ 接種機会はどの世代も 2 回確保されている
- ・ 制度変更当時 2 歳から 7 歳半の者は 1 回目の接種期間が旧制度の期間より短縮されている